



平成30年度

幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業所

入園申込受付のご案内

幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業所の入園には「認定」が必要です！

「子ども・子育て支援新制度」により、幼稚園・保育所・認定こども園、小規模保育事業所に入園するためには、「認定」を受けていただく必要があります。

子どもの年齢や保護者の就労状況、利用を希望する施設に応じて3つの認定区分(右表参照)に分けられ、認定区分に応じて利用できる施設が異なります。

認定区分	入園希望のお子さん		利用施設
1号認定	満3歳以上	保育を必要としない場合	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定		保護者の就労などで、保育を必要とする場合	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満	※保育の必要量によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所

区 分		利用できる保育時間
保育標準時間 (フルタイム就労などを想定)		1日最長11時間
保育短時間 (パートタイム就労などを想定)		1日最長8時間



幼稚園

願書交付 11月1日(水)～

願書受付 11月9日(木)～14日(火)

問合せ先 教育委員会教育総務室(☎84-5072)または各幼稚園

入園資格 市内在住で、次の期間に生まれた幼児

▷ 3歳児…平成26年4月2日～平成27年4月1日

▷ 4歳児…平成25年4月2日～平成26年4月1日

▷ 5歳児…平成24年4月2日～平成25年4月1日

※平成30年3月31日までに、市内へ住所を異動する予定でも応募できます(確約書が必要)。

願書交付 11月1日(水)から(土・日曜日、祝日は除く)、各幼稚園でお渡しします。

願書受付 11月9日(木)～14日(火)(土・日曜日は除く)の午前9時～午後5時15分に各幼稚園へ提出してください(複数の園に提出することは不可)。

保育時間

午前8時30分～午後2時

(土・日曜日、祝日は除く)

※水曜日は午前11時30分まで

※3歳児は当初、保育時間が異なります。

その他

▷ 応募者が募集人数を超えた場合は、11月25日(土)に抽選を行います。

▷ 募集人数に満たない場合は、2次募集を行います。

園 名	所在地	電話番号	募集予定人数 (定員)		
			3歳児【3年保育】	4歳児【2年保育】	5歳児【1年保育】
亀山幼稚園	江ヶ室一丁目2番10号	82-0336	25人(25人)	17人(35人)	12人(35人)
亀山東幼稚園	本町一丁目9番17号	82-5037	25人(25人)	14人(35人)	6人(35人)
井田川幼稚園	みどり町53番地1	82-9054	25人(25人)	15人(35人)	11人(35人)
みずほ台幼稚園	みずほ台14番地295	83-1900	25人(25人)	15人(35人)	9人(35人)

※募集予定人数は、平成29年10月1日時点の在園児数から算出

保育所・認定こども園・小規模保育事業所



申込書等交付 10月16日(月)～

申込書等受付 10月23日(月)～11月10日(金)

問合せ先 健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室(あいあい) ☎84-3315

申込資格

市内在住で、次の期間に生まれた就学前の保育が必要な乳幼児

※平成30年3月31日までに、市内へ住所を異動する予定でも申し込みできます(確約書が必要)。

<1号認定>

⇒関認定こども園アスレ

- ▷ 3歳児…平成26年4月2日～平成27年4月1日
- ▷ 4歳児…平成25年4月2日～平成26年4月1日
- ▷ 5歳児…平成24年4月2日～平成25年4月1日

<2号認定>

⇒各保育所、関認定こども園アスレ

- ▷ 3歳児…平成26年4月2日～平成27年4月1日
- ▷ 4歳児…平成25年4月2日～平成26年4月1日
- ▷ 5歳児…平成24年4月2日～平成25年4月1日

<3号認定>

⇒各保育所、関認定こども園アスレ、小規模保育事業所

- ▷ 0歳児…平成29年4月2日～平成30年8月31日
- ※0歳児は、満6カ月を迎えた月の翌月の初日以降に利用可
- ▷ 1歳児…平成28年4月2日～平成29年4月1日
- ▷ 2歳児…平成27年4月2日～平成28年4月1日

申込書等交付 10月16日(月)から(土・日曜日、祝日は除く)、健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室(あいあい)、市民文化部関支所地域サービス室で申込書・認定申請書をお渡しします。

※申込書などは、市ホームページからもダウンロードできます。

申込書等受付 10月23日(月)～11月10日(金)(土・日曜日、祝日は除く)の午前8時30分～午後5時15分に、子ども家庭室(あいあい)、地域サービス室(関支所)へ申込書・認定申請書などを提出してください。

※認印をご持参ください。

※平成29年1月2日以降に亀山市へ転入した人は、平成29年1月1日時点の居住地の所得課税証明書が必要です。

※申込書などは郵送でも受付します(締切日必着)。

その他

- ▷ 入所の決定は受付順ではありません。
- ▷ 1号認定は、応募者が募集人数を超えた場合は、11月25日(土)に抽選を行います。また、募集人数に満たない場合は、2次募集を行います。
- ▷ 2号認定・3号認定は、保護者の就労状況などにより入所の利用調整を行います。
- ▷ 利用者負担額(保育料)は、市町村民税の所得割をもとに算出します。詳しくは、利用案内をご覧ください。

<保育所>

	保育所名	所在地
市立	第一愛護園	南崎町751番地
	第二愛護園	本町四丁目8番25号
	みなみ保育園	天神三丁目2番33号
	神辺保育園	太岡寺町1259番地2
	昼生保育園	中庄町695番地3
	和田保育園	和田町1488番地168
	川崎南保育園	長明寺町250番地2
私立	加太保育園	加太板屋4620番地
	第三愛護園	南野町9番1号
	亀山愛児園	東町一丁目10番16号1
	川崎愛児園	川崎町4928番地
	野登ルンビニ園	両尾町2193番地
	なのはな保育園	川合町1209番地

<認定こども園>

認定こども園名	所在地
(市立)関認定こども園アスレ	関町木崎786番地

※認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、保護者の就労状況などに関わりなく利用できる、教育・保育を一体的に行う施設です。

<小規模保育事業所>

小規模保育事業所名	所在地
(私立)ちびっこかめやま園	上野町270番地20
(私立)かめ愛こどもの家	東町一丁目6番27号

※小規模保育事業所は、0歳～2歳のお子さんを対象に定員19人以下の小規模な環境で行う保育です。保育内容(給食の提供、保育時間、利用者負担額[保育料])などは、認可保育所に準じています。

